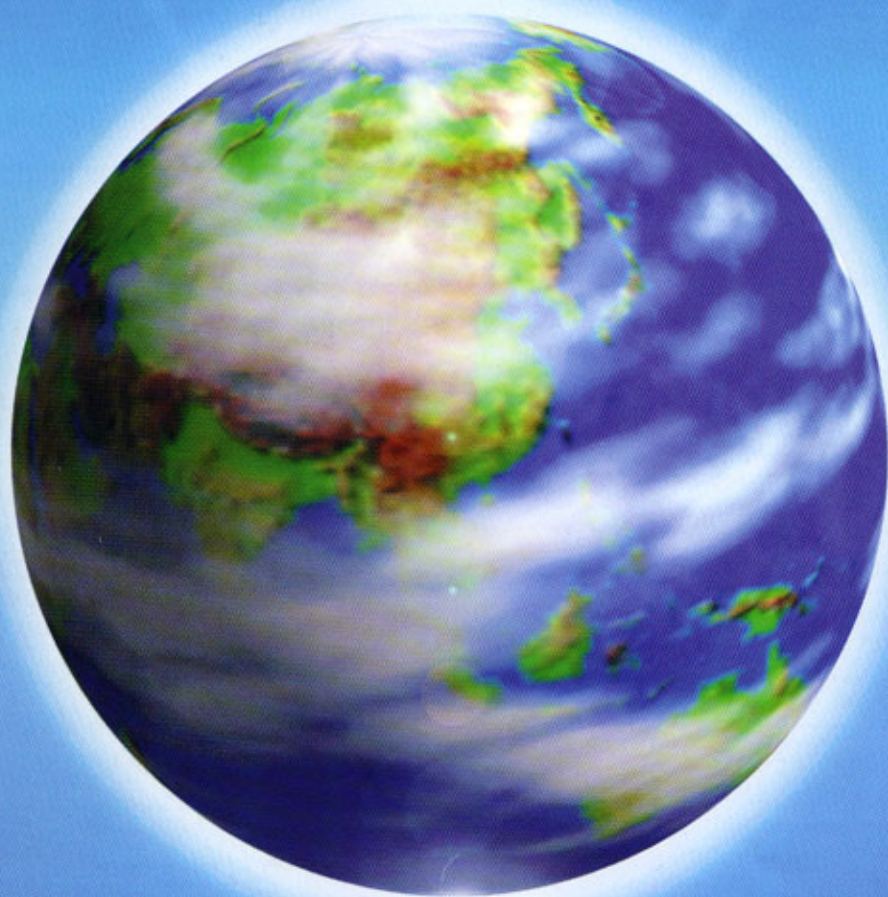


# 農村下水道で 快適な生活づくり

【農業集落排水事業】



監修 ● 茨城県農林水産部農地局  
発行 ● 茨城県土地改良事業団体連合会  
● 茨城県農業集落排水事業連絡協議会

# 1・農業集落排水事業の内容

## 目的

農業集落排水におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能保全または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することです。

## 制度

農業集落排水事業は、昭和48年度より「農村総合整備モデル事業」の一工種として実施され、また、昭和51年からは「農村総合整備事業」の一工種として実施されてきました。そして昭和58年度から単独で「農業集落排水事業」が設けられ、昭和60年度からは県単農業集落排水事業が創設されました。

平成13年度採択以降は下記により事業実施されています。

事 項	農 業 集 落 排 水 事 業			県単農業集落排水事業 (うるおいのある農村環境)		
	事業範囲 及び 採択基準	数農業集落 処理人口概ね 1,000人以下 及び概ね20戸以上			処理戸数20戸未満	
事業構成	農業集落排水事業			農業集落排水事業		
事業主体	市 町 村 等			市町村、土地改良区等		
負担区分	国 費	県 費	地 元	国 費	県 費	地 元
霞ヶ浦流域	5 0%	2 0%	3 0%		5 5%	4 5%
一般流域	5 0%	1 5%	3 5%		5 0%	5 0%

注). 地元には市町村負担を含む。

宅地内配管、及び水洗化については個人負担となります。

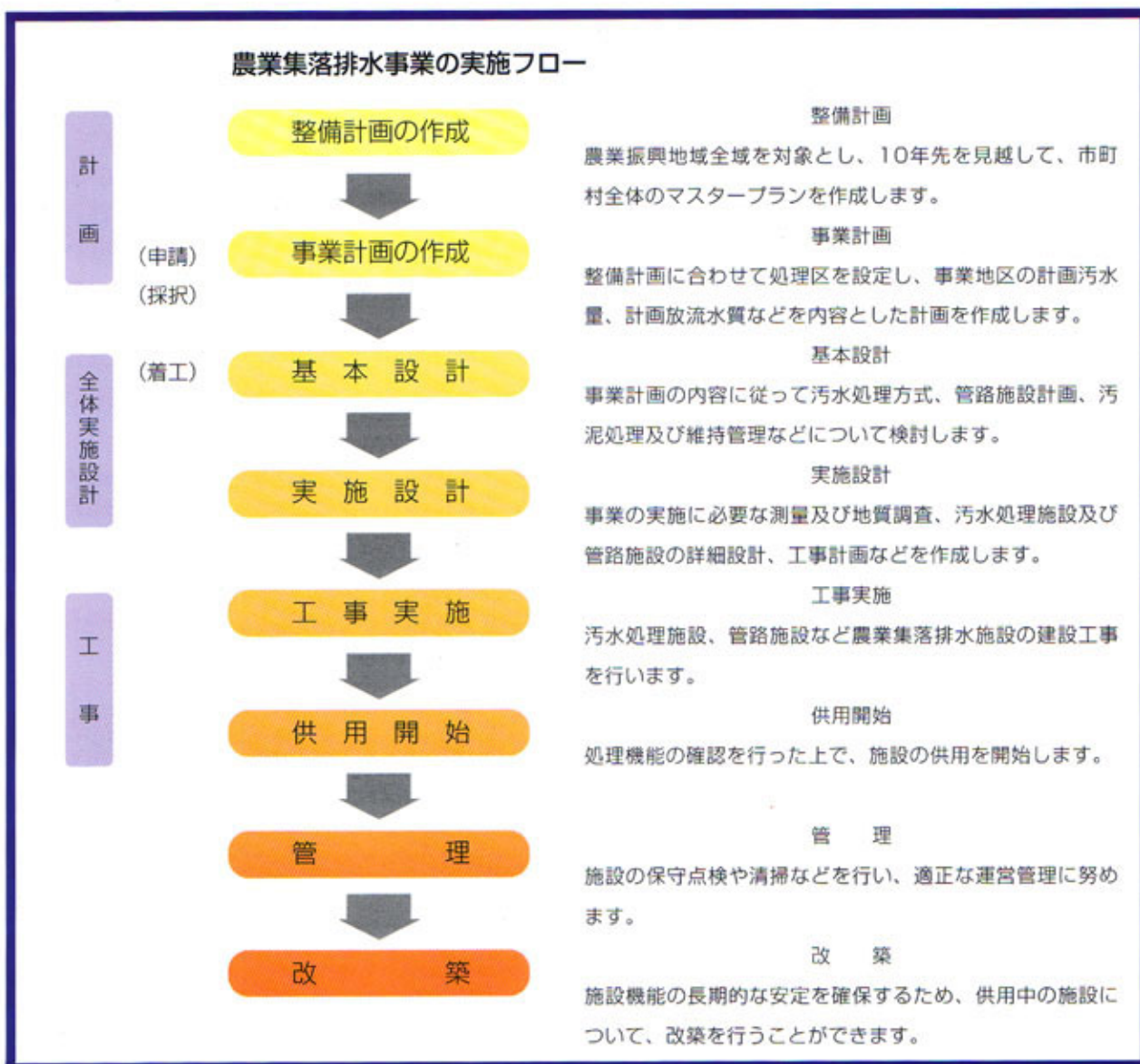
補助残、宅地内配管及び水洗化工事については、農林漁業金融公庫資金等の融資を受けることができます。

# 2・農業集落排水事業の実施

## 実施手順

事業の採択を申請するに当たっては、市町村は10年先を見越した整備計画を作成します。そしてこれに即して事業計画を作成し、事業地区の採択を申請します。この場合、下水道事業等の他事業との調整や、地区の範囲についての十分な検討と費用負担、事業参加者の同意を得ることが必要です。

## 農業集落排水事業の実施フロー



# 3・農業集落排水事業の要件と内容

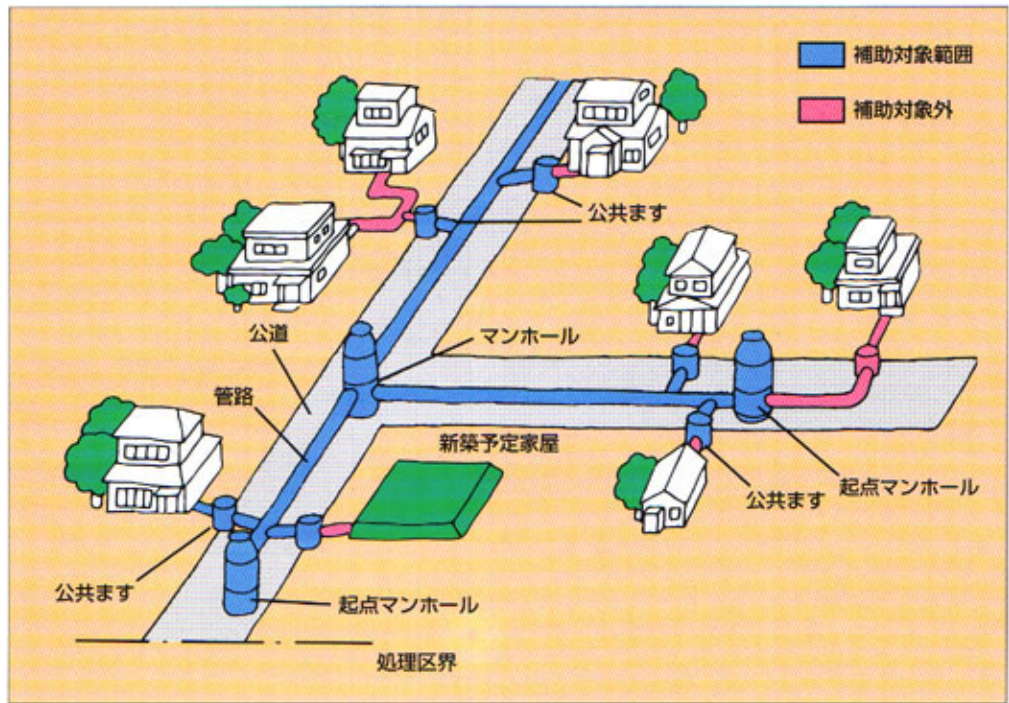
## 事業内容の要件と内容

- 整備対象区域**……農業振興地域内であり住民の日常生活圏域が一体と考えられる集落で公共下水道区域（流域関連公共、単独公共、特定環境保全公共）外であることが要件です。
- 処理対象人口**……原則として概ね1000人程度の規模以下とし、1000人以上は下水道担当部局との協議調整を経て実施できます。
- 処理対象汚水**……し尿、生活雑排水（炊事、洗濯、風呂）、畜産排水（大規模畜産排水を除きます）等です。なお重金属等の有害物質を含む工場排水などは対象外です。
- 補助対象**……受益戸数が概ね20戸以上で、排水路末端の受益戸数は2戸以上です。
- 事業主体**……市町村などです。
- 地区選定**……
- 1) 集落からの汚水により農業用排水の水質汚濁が進行し、農業生産上に支障が生じているか、又はその恐れのある集落
  - 2) 集落からの汚水により、悪臭の発生等周辺生活環境が悪化しているか、又はその恐れがある集落
  - 3) 集落の周辺の農業生産基盤が進んでいる地域
- 排除方式**……
- 処理水質**……汚水と雨水に分けて処理する分流式です。茨城県公害防止条例及び霞ヶ浦富栄養化防止条例で定められた排水基準で放流します。

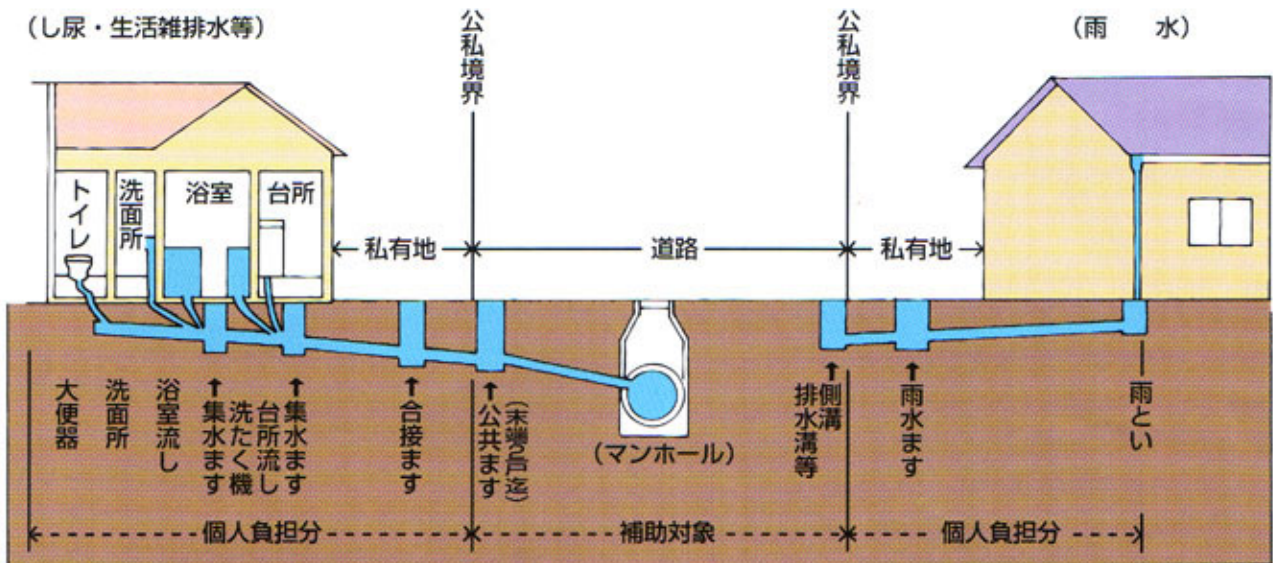


# 補助対象範囲

農業集落排水事業（一般型）では、汚水処理施設と管路などが、事業対象となります。管路は、各戸の宅地内配管を接続する必要がありますが、その際の補助対象範囲は、図のとおり末端2戸以上の起点マンホール下流側までとされています。なお、緊急整備事業（地方単独併用型）は、汚水処理、コンポスト施設等の終末処理場の建設に係る事業とされています。

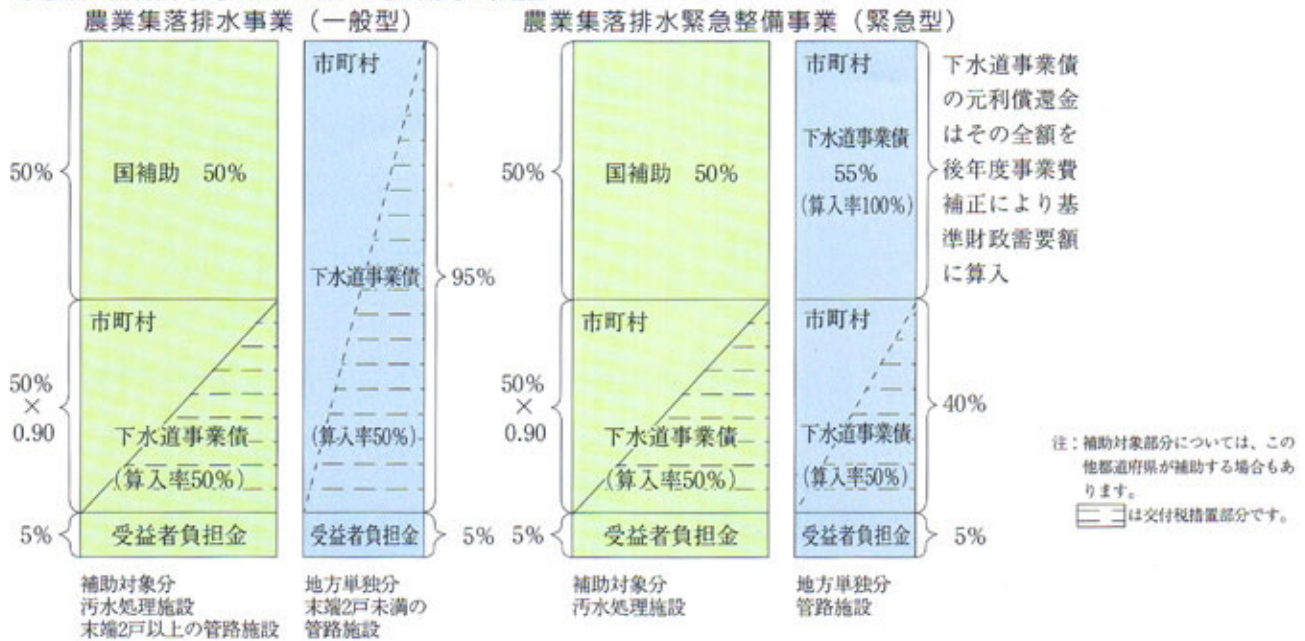


## 一般住宅配管標準図



# 4・農業集落排水事業の補助・融資制度

## ●農業集落排水事業における事業費の負担



## ●国庫補助残及び非補助事業に対する国の融資制度

事項	資金の種類	農林漁業金融公庫資金		農業近代化資金	
		農業基盤整備資金	農協等金融機関資金	農村環境整備資金	大臣特認資金 農村給排水施設資金
原資		財政融資資金等		農協等金融機関資金 (利子補給)	
融資機関		農林漁業金融公庫		農協等金融機関資金	
融資条件	国庫補助残部分	○		○	
	屋外配管	○		○	○
	屋内配管及びトイレ 厨房具等家庭内設備	○		×	△(注3)
	借入主体	農業協同組合、土地改良区、農業者等		農業協同組合 土地改良区等	農業者
貸付条件	貸付利率	補助部分(県営1.05%、団体営0.90%) 非補助部分0.90%		0.90%	0.90%
	償還期間 (うち設置)	25年以内 (10年以内)		20年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)
	貸付限度額	国庫補助残部分の受益者負担全額、外配管全額、トイレ全額、風呂1箇所につき100万円、 厨房1箇所につき50万円、洗面所1箇所につき10万円。		15億円	1,800万円
	備考	非補助部分だけでも借入できます。また、農業集落排水整備計画地域においては、 単独の非補助事業でも借入(利率0.90%)できます。		共同利用施設対象	個人施設対象

注)1. 農林漁業金融公庫の場合、市町村の分担金の場合でも借入できます。

注)2. 貸付利率は平成15年4月18日現在のものです。

注)3. 屋外施設と同時一体的に整備される屋内施設のうち、屋内配水管及びこれと直接接続するものに限る。

### ●宅内改造費について低利の融資を受けることができます。

補助対象とならない各家庭の宅内配管、便所の改造などに要する費用について、国の融資制度は表に示すとおりです。

融資の詳細については、市町村とご相談ください。

### ●維持管理についても地方財政措置が行われています。

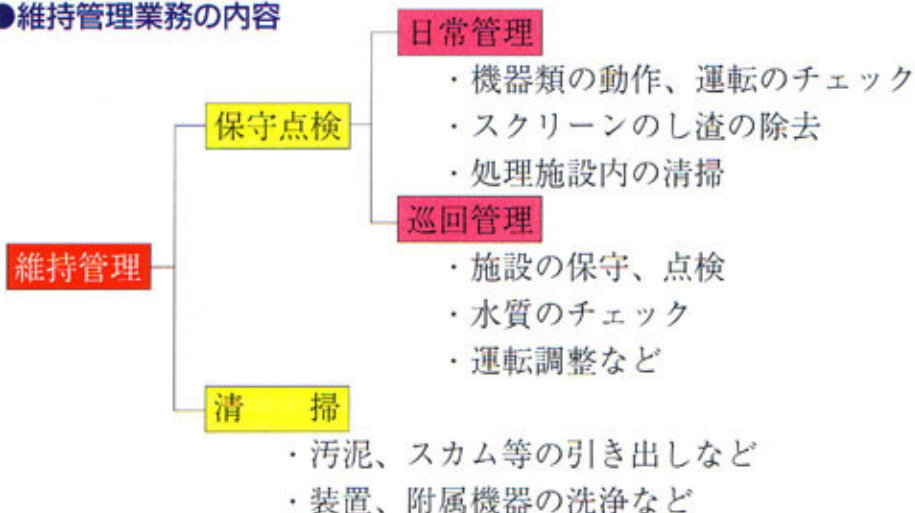
供用開始後の維持管理費(電気代など)は利用者からの料金によってまかなうのが原則ですが、その一部(雨水処理の経費相当分)については、市町村に対し地方交付税が交付されます。

# 5・維持管理

## 汚水処理 施設の 維持管理

汚水処理施設の機能を適正に発揮させるためには、適正な維持管理が必要となります。このため法律にもとづいた専門技術者による保守点検及び清掃等を行うと同時に、地元住民も処理場に対する認識を深める上で、見回り、スクリーンの清掃等については、自主的に行う必要があります。

### ●維持管理業務の内容



## 各家庭 での 維持管理

処理場の機能を十分に発揮させるためには、施設の維持管理ばかりではなく、使用者のみなさんの日常管理と心遣いが重要になっていきます。

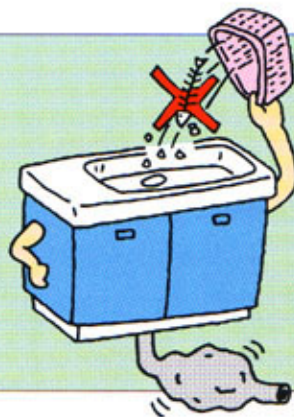
### ●日常の心がけ

- ・水洗便所では、トイレットペーパー以外の紙は使用しないで下さい。野菜屑、布切れなどは流し込まないで下さい。
- ・食用廃油（天ぷら油やサラダ油）などの油脂類は処理能力を低下させますので流さないで下さい。
- ・公共ます、合接ますなどは定期的な点検と清掃をして下さい。
- ・重金属を含むような有害物質は、一切流さないで下さい。また、大規模畜産排水や農薬も流さないで下さい。

### ●汚濁の割合●



汚濁の大部分は  
生活雑排水です。



農村下水道につきましては  
下記または市町村担当課まで  
お問い合わせください。

県 機 関	T E L
農地局農村計画課	029-301-4137
“ 農村環境課	029-301-4254
水戸土地改良事務所	029-224-3411
高萩 “	0293-22-2739
常陸太田 “	0294-72-1104
鉾田 “	0291-33-2146
土浦 “	029-822-5045
江戸崎 “	029-892-2411
下館 “	0296-24-2211
境 “	0280-87-0822

土地改良連合会	T E L
本 所	029-225-5651
本所技術管理室	029-225-5652
県北事業所	029-225-5655
常陸太田出張所	0294-72-6555
鉾田 “	0291-33-5661
県南事業所	029-823-2354
江戸崎出張所	029-982-0311
県西事業所	0296-24-5851
境出張所	0298-86-7111